

処 分 基 準

令和 5 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 抱 条 項 : 第 7 5 条の 2 第 2 項
処 分 の 概 要 : 車両の使用制限命令
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法施行令第 2 6 条の 8 （車両の使用の制限の基準）
処 分 基 準 : 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 交通部交通指導課駐車対策係（電話 0742-23-0110）
備 考 :

別添 処分量定の基準

車両の種類 前歴の回数・放置違反金の 納付命令の回数	前歴なし			前歴1回		前歴2回以上
	3回	4回	5回以上	2回	3回	4回以上
大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	35 日	1月